

# 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園（名称未定）の 指定及び公園計画の決定並びに 日高山脈襟裳国立公園の指定の解除及び公園計画の廃止について

## 1. 背景

北海道中央南部に位置する日高山脈は、新第三紀以降に大陸プレート同士の衝突によって生じた大起伏山地です。稜線部から山麓部にかけては自然度の高い森林や河川が存在しており、シマフクロウやクマタカ等の生態系上位種や、特異な地質や環境に対応した固有種及び希少種の生育地等となっています。海岸部には襟裳岬等の海食崖や海成段丘の発達が見られ、高山帯から浅海域に至る生態系が流域単位で健全な状態で存在しているなど、多様で良好な自然環境を擁しています。

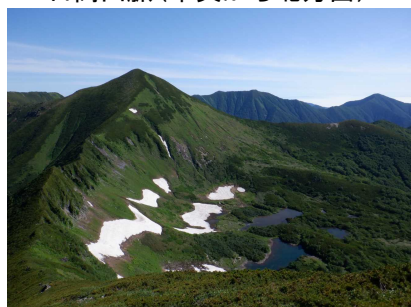
日高山脈の稜線部には北海道では希少な氷食地形が分布しており、カール（圏谷）などのダイナミックな地形と高山植物や雪氷とが織りなす山岳景観は、当該地域における景観要素の核心です。さらに、平野部から日高山脈を眺望した際には、延々と連なる印象的な山並みが見られ、「原風景」として地域の人々に深く意識されているほか、日高山脈はアイヌの文化景観としての価値も高く評価されています。

このように、本公園は地殻変動を受けて形成された非火山性連峰を基盤に、山地を核として育まれた深く原始的な自然林生態系が広がる風景を風景型式としています。当該風景型式の中でも、本公園の風景は、日本列島の形成過程を反映して形成された山脈が内陸部から海まで延々と連なる雄大さと、その山脈が原生性を有する自然状態のまま我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において、我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地であることから、国立公園として新たに指定するものです。また、本公園の指定に伴い、日高山脈襟裳国立公園については、その全部について国立公園の指定を解除し、公園計画を廃止します。

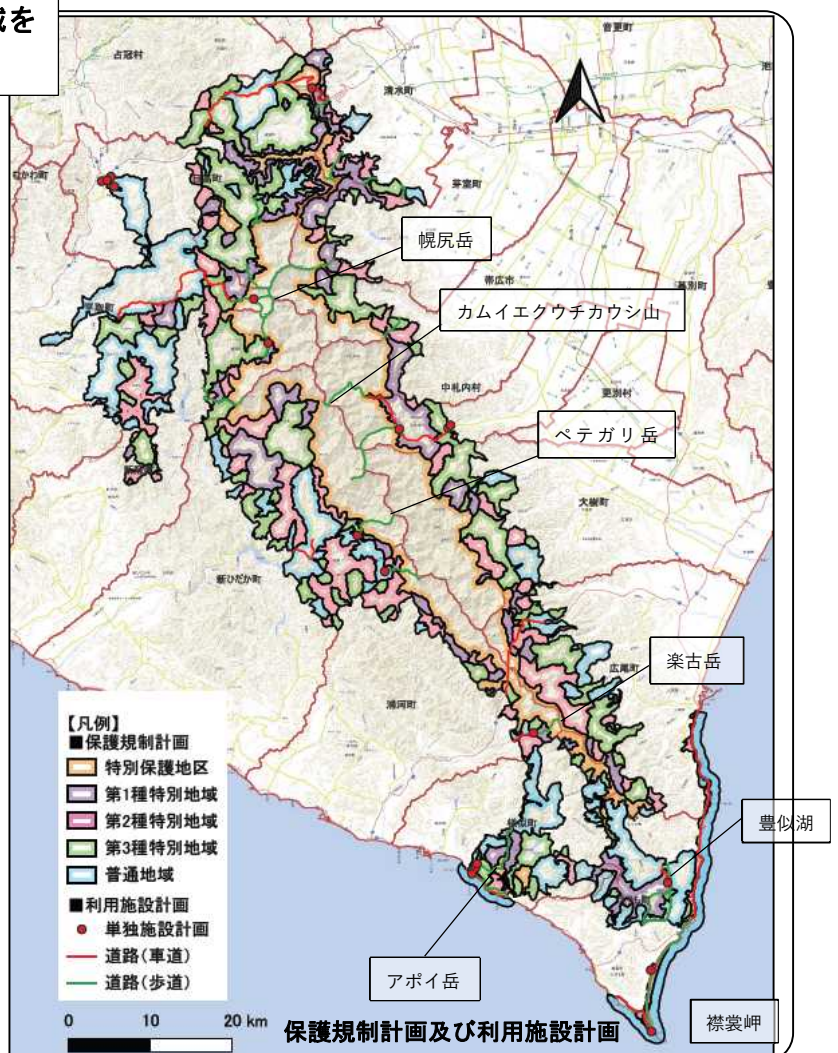
### 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を 構成地域とする国立公園（名称未定）



日高山脈（中央から北方面）



七つ沼カール



## 2. 指定理由・公園計画の基本方針等

風景形式：非火山性連峰及び自然林生態系

主な景観要素：大起伏山地、氷食地形、海食崖、海成段丘、原生的かつ高山帯から海域までの連続した生態系、文化景観（アイヌ文化）

## 3. 公園区域

日高山脈一帯、アポイ岳周辺、豊似湖周辺、襟裳岬やその周辺海域等

## 4. 保護規制計画

日高山脈の主稜線一帯、アポイ岳の高山植物群落地域及び幌満ゴヨウマツ自生地等、高山植生、針葉樹林、広葉樹林又は針広混交林で原生的な状態を保持している地域を、特別保護地区に指定し、本公園の核心部として厳重な保護を図ります。

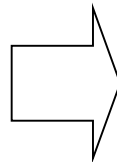
（参考：国定公園と国立公園の面積の変化について）

【日高山脈襟裳国定公園】

|          |            |
|----------|------------|
| 特別保護地区   | 19,496 ha  |
| 第一種特別地域  | 51,413 ha  |
| 第二種特別地域  | 18,387 ha  |
| 第三種特別地域  | 13,733 ha  |
| 普通地域(陸域) | 418 ha     |
| 普通地域(海域) | 6,108 ha   |
| 合計(陸域のみ) | 103,447 ha |

【日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園（名称未定）】

|          |            |
|----------|------------|
| 特別保護地区   | 73,743 ha  |
| 第一種特別地域  | 30,329 ha  |
| 第二種特別地域  | 35,102 ha  |
| 第三種特別地域  | 55,101 ha  |
| 普通地域(陸域) | 51,392 ha  |
| 普通地域(海域) | 6,510 ha   |
| 合計(陸域のみ) | 245,668 ha |



## 5. 利用施設計画

本公園は、登山や山麓部の自然探勝、車道等からによる山岳・海岸景観等の展望利用が主な利用形態です。利用施設の配置及び整備については、既存の施設を中心とした、園地、宿舎、避難小屋、野営場、スキー場、車道、歩道等必要最小限の計画とします。

(1) 単独施設 北海道内各町において、以下のとおり計画します。(計 20 箇所)

- ・ 沙流郡日高町：園地（2 箇所）、野営場（1 箇所）、宿舎（1 箇所）、スキー場（1 箇所）
- ・ 沙流郡平取町：避難小屋（1 箇所）
- ・ 新冠郡新冠町：避難小屋（1 箇所）
- ・ 浦河郡浦河町：避難小屋（2 箇所）
- ・ 様似郡様似町：園地（1 箇所）、宿舎（1 箇所）、野営場（1 箇所）、博物展示施設（1 箇所）
- ・ 幌泉郡えりも町：園地（1 箇所）、野営場（1 箇所）、博物展示施設（1 箇所）
- ・ 日高郡新ひだか町：避難小屋（1 箇所）
- ・ 河西郡中札内村：避難小屋（1 箇所）、野営場（1 箇所）、博物展示施設（1 箇所）

(2) 道路 北海道内各町において、以下のとおり計画します。

- (ア) 車道 車道（10 路線）を計画します。
- (イ) 歩道 歩道（18 路線）を計画します。